

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2022 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
 2. 開催日時 2022年6月28日(火) 13時30分～15時30分
 3. 評議員現在数及び定足数
総数 20名、定足数 11名
 4. 出席評議員数 16名
(会議室出席 7名) 橋本賢次郎、桑崎俊昭、佐藤秀隆、椎橋良太郎、清水秀樹、宗林さおり、成松義文
(Web 会議 Zoom システム出席 9名) 安部俊朗 ((株) 明治 執務室)、遠藤雅也 (個人宅)、亀井美登里 (埼玉医科大学 執務室)、菅いづみ (個人宅)、蒲生恵美 (個人宅)、榊原仁嗣 (シオノギヘルスケア(株) 執務室)、寺島大悟 (コーケン産業 (株) 執務室)、笛木正司 (笛木醤油(株) 執務室)、武藤正樹 ((社福) 日本医療伝導会衣笠病院 執務室)
(欠席 5名) 岡田哲也、久保英明、佐藤潔、若尾修司
(出席監事) 松田紘一郎
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
 5. 議案 第1号議案 2021年度事業報告(案)について
第2号議案 2021年度収支決算(案)について
第3号議案 監事監査報告について
第4号議案 理事・監事の改選について
- 報 告
6. 議 事
冒頭で議長から、本日、Web 会議 Zoom で出席の9名の評議員の紹介があり、音声と同時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。
 - (1) 定足数の確認
議長の要請により、務局長から定足数の充足の報告があった。
 - (2) 議事録署名人選任
議事録署名人として、椎橋評議員、宗林議員の2名が選任された。
 - (3) 議案の審議状況及び議決結果
第1号議案 2021年度事業報告(案)に関する件
第2号議案 2021年度収支決算(案)に関する件

第3号議案 監事監査報告について

議長の求めに応じて、総務部長より第1号議案 2021年度事業報告（案）、事務局長より第2号議案 2021年度収支決算（案）に関する件について説明があった。

まず始めに、総務部長より 2021年度事業報告（案）に関する件について、既に送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、(1) 認定健康食品（JHFA）マークに関する事業については、規格基準型 JHFA の新規申請は7件で認定数は168品目、個別審査型 JHFA は新規申請2件となっている。また、規格基準の見直しを行い、69の食品群の中から、優先度の高い14の規格基準について、定義、製品規格、原料規格、表示広告基準等のチェックを行い、見直すべき項目についてリストアップを行った。今後は、最新の分析方法等も含めて見直しを進める。(2) GMP製造所認定等に関する事業については、工場認定事業の新規認定は12件、認定数は171工場となっている。ガイドライン改訂については、2020年度には「健康食品GMPガイドライン(製品)」を改訂していて、2021年度には「健康食品GMPガイドライン(原材料)」の改訂をして、2022年度に刊行予定である。審査・調査体制の見直しについては、今後の認定数増加を見据えて、主任調査員に工場認定やGMPに関連する技術的業務を依頼することで、事務局業務の効率化をはかり、認定期間、中間実地調査等の検討を行った。これに伴い、OEM部会の開催運営については、2021年度はOEMに係る課題を抽出し、解決策について議論を行った。現在は支給原料、支給資材の情報獲得とGMPの普及啓発をテーマとして検討中である。(3) 健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、安全性自主点検認証事業は新規2件となっている。「安全性自主点検認証事業」のあり方を考えるとして、2021年度は、認証や評価方法等の見直しを行うことを目的にスキーム(案)を作成し、関連団体・行政等にヒアリングを行った。今年度は更に具体的に進めることになる。

学術情報部関係では、(1) 健康食品相談業務を火・木・金 13時～16時に実施した。資料P6に相談件数の推移と相談内容の内訳を記載している。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、(1) 特定保健用食品の申請支援は、相談が13件、事務指導が1件となっている。疾病リスク低減表示制度の活用を図る一環として、新規申請を希望する企業4社の申請支援を開始した。申請の根幹とな

る科学的根拠の組み立て等を事業者とともに消費者庁と協議をし、申請書の作成等を支援し、消費者委員会との協議を待つ段階まで進捗した。(2) 特定保健用食品講習会及び説明会の実施は、トクホの疾病リスク低減表示制度の活用に向けた、『特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）の今後』と題するセミナーをオンライン配信した。内容は令和元年度の「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業」の概要、令和2年度「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」の報告、「特定保健用食品公正取引協議会の展望」の3講演だった。トクホ部会員を対象に、「特定保健用食品制度改革に関する協会の考え」の説明会をオンライン配信で行った。矢島理事長が「協会の考える健康食品の体系図」を中心に制度改革の必要性を説明した。特定保健用食品講習会をオンライン配信で3月11日に開催し、内容は技術部会活動の報告、消費者庁と会員企業による講演、さらに協会から消費者庁へ提出する要望内容についての説明を行った。(3) 技術部会活動の推進、(4) 普及啓発活動として、〔トクホ〕ごあんない2021年版の作成、薬剤師を対象とした健康食品の基本研修（イオン・ハピコムのE-ラーニング）での講演を実施した。トクホ30周年記念事業として、トクホ制度制定30年目にあたり、無料の記念講演会をオンライン配信で開催した。消費者庁伊藤長官から基調講演をしていただき、特別講演として（一財）医療経済研究・社会保険福祉協会の辻理事長から「健康寿命の延伸とフレイル予防に向けて」、矢島理事長からは「特定保健用食品の今後を考える」と題し講演をしていただいた。

栄養食品部関係では、(1)「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、幹事会の運営、分科会活動の実施として、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会、個別評価型病者用食品分科会の活動を実施している。(2) 特別用途食品制度、栄養機能食品制度に関する普及活動については、消費者庁の2つの調査事業の報告会を開催した。(3) 特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画相談については、特別用途食品申請相談4件、(4) 栄養機能食品製品企画相談1件であった。栄養機能食品制度に関する要望については、健康食品関連5団体の連携において、本制度に対する改正要望書を作成して、消費者庁へ提出した。

機能性食品部関係については、2021年度は、「分野別専門相談」を70件、「届出資料事前点検」は、14件を受託した。機能性表示食品の広告の適正化に向けた業界の自浄的な取り組みである「広告部会」については、例年通り毎月実施し、「広告審査会」も1回開催し行政との連絡を行った。「届出後の分析状況公開サイト」では、掲載数も増えてきており、22社113製品のデー

タを公開した。(6) 機能性表示食品制度の普及・啓発については、機能性表示食品-届出資料作成の手引書を用いたオンデマンドセミナーを開催した。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業については、2021度は、1報を掲載した。掲載条件に関する問合せは1件あった。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業については、第52期食品保健指導士養成講習会の受講者35名であった。食品保健指導士修了評価認定試験の実施、食品保健指導士認定証の発行、食品保健指導士資格更新手続き、食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会に委託）を実施した。

公4 特定保健用食品公正取引協議会

公正取引協議会の運営については、2021年度通常総会の開催及び運営委員会の開催を5回実施した。公正競争規約及び施行規則等の運用としては、広告研究会の開催が5回、第1回広告審査会を開催し審査件数は88件だった。特保公正マークの審査、承認については、公正マーク承認は累計9件、内訳は容器包装5件、容器包装外4件だった。また、普及、啓発、広報活動は、セミナーと講習会の開催を行った。指導、相談事業としては、特定保健用食品の広告等の表示に関する相談対応9件、消費者庁への問い合わせ事項2件であった。会員数は37社（正会員34社、賛助会員3社）であった。

共通公益事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業「健康食品いろいろ相談室」を実施し、相談件数は29件であった。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メルマガ形態での会員への情報発信（発信頻度月2回）をした。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、ホームページの運用、メールマガジンの発行を行った。普及・啓発活動としては、展示会出展活動や講演・セミナー講師派遣の実施をした。

研修企画部関係では、協会会員へのサービスとして種々のセミナーを実施した。

研修事業として、(1) 健康食品業界新人向けセミナー 1) 『健康食品の全体をわかりやすく』についてオンデマンドで2回配信した。2) 「開発部門」「製造部門」に特化した基礎講座をスクール形式で開催し、『安全性・有効性について』、『製品・品質管理の詳細』について説明した。(2) 中堅向け実務講座の開催(アドバンスクラスセミナー/オンライン形式)し、「食品の機能性と保健機能食品の現状」、「機能性表示食品制度の最新動向」、「食品衛生法の改正について」、「健康食品の安全性向上に向けて」、「食品・健康食品に関する国内外の情報収集」についてすべてオンラインで配信した。

九州支部関係では、セミナーの開催が1回、展示会出展と講演が1回であった。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

賃貸事業として、4団体等への当協会建物内区画の賃貸等を行った。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業(3団体)を実施した。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業を実施した。

機能性食品部関係では機能性表示食品の研究レビュー作成を3件実施した。

委託先は韓国農水公社であった。

法人会計

法人組織の運営業務として、評議員会を2回開催(定時評議員会、臨時評議員)、理事会を2回開催(第1回通常理事会、第2回通常理事会)した。会員、関連団体に関する事業は、2022年新春賀詞交歓会の中止(コロナウイルス感染症のため)、2021年度協会表彰はなかった。会員数は2022年3月末日現在で670社であり、新規入会と退会した会員数は別添資料の通り各々21社であった。

人事・職員研修・会計・庶務として、各種委員会等の委員委嘱、実務研修生に関する業務で実務研修生6名の受入を実施した。また、九州支部の運営支援を行った。

引き続き、2021年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比 569 万円余の減少となった。主な増減は、「受取入金」が前年度の入会 17 社に対して、当年度は 21 社あったことにより増額、「JHFA マーク許可事業収益」が許可数の減少により減額、また、「GMP 工場認定事業収益」は認定工場の増加により増額、「安全性自主点検認証事業収益」は更新の対象となるものが少なく、認証登録数が減少したことも併せて減額となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」が機能性表示食品届出資料事前点検の増加により増額、「指導士養成事業収益」は食品保健指導士養成講習会の受講者が減少したことにより減額、「講習会・セミナー事業収益」が当年度より開催した機能性表示食品届出セミナーの収入により増額、「出版物掲載料収益」は前年度、作成を見送った特保ごあんないを作成したことにより増額、「業務受託収益」は、前年度は消費者庁からの受託事業と、当年度は愛媛県からの機能性表示食品に関する相談事業が計上されているがその差額が減額となっている。「機能性評価関連事業収益」は研究レビューの収益が前年度より減少したことにより減額、「特保公取協会費収入」については、特定保健用食品公正取引協議会の年会費が計上されている。

経常費用では、前年度対比 979 万円余の減少となった。主な増減のうち、「給与手当」、「臨時雇賃金」は主に、雇用日数の変更により減額、また、それに伴い「法定福利費」も減額している。「修繕費」が、貯水槽水中ポンプが壊れたため取り換え工事を行ったため計上されている。「印刷製本費」は特保ごあんない 2021 年版の作成費、「諸謝金」が主に GMP 工場認定にかかる調査員への謝金が増加したことにより増額、「支払手数料」は主に前年度は消費者庁からの受託事業で外部への調査依頼を行ったため、計上額が大きくなったことにより減額、「会場費」がセミナー等の開催をウェブまたは当協会会議室で行ったことにより減額となっている。管理費は、ほぼ前年度どおりの執行となっている。

以上の結果、2021 年度、当期経常増減額は 16 万円余の増額となっており、前年度は 393 万円余の減額だったので 410 万円余の増加となっている。経常外増減の部は、当年度は該当するものがなかったが、法人税、住民税及び事業税 7 万円が計上され、当期一般正味財産増減額は 9 万円余の増加となっている。

また、財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約 86% で、すべて基準を満たしているとのことであった。

続いて2021年度の監事監査として、去る5月25日（水）に、西本監事と松田監事の2名が定款第33条第2項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田監事よりなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 食品保健指導士の認定数が1,507名になったということだが、健康食品を販売するにあたり、どれくらいの方たちがこの資格を使って業務をしているのか伺いたい。また、機能性表示食品の相談対応を70件受けたということだが、相談料については1件10万円くらいなのか、内容について簡単に教えてもらいたい。

事務局長： 食品保健指導士の就業の状況については、ここ数年就業状況の調査は行っていないので実態は分かっていない。協会の食品保健指導士の資格を取った方たちは、企業に勤めて業務をされている方たちが多いが、一般の方で資格を取った方が薬局や販売店等でどのような活躍をされているのかについては現在把握できていない。皆さんから活躍の場がほしいと言われているので、現在、チェーンドラック協会等と話を進めている状況だ。

機能性表示食品部長： 機能性表示食品の相談料については、会員においては1時間につき1万円で相談を受けている。最近は資料が多く、内容がより詳しくなっており、資料1枚につき何千円という形で受けているので何十ページにも渡るとそのような値段になる。

評議員： 最初の質問の趣旨は、機能性表示食品については事業者の責任において、消費者から直接電話があったとき、それに対応をする食品保健指導士の方たちが増えてきているのかと思ひ質問をした。次の機能性表示食品の相談料については、当初この制度が始まったときに相談料が高いイメージがあったので、金額の桁が違うのではないかと思ひ確認をさせてもらった。

機能性表示食品部長： 事前点検の相談料は1件につき38万5千円なので桁が違うが、分野別専門相談料はそれとは別になる。

議長： JHFA マークについて2～3年前にデザイン変更をして少しでも申請が増えるように努力してもらったが残念ながらそんなに増加傾向にはな

いようだ。私の会社は30年前に協会に入会してJHFAマークを取り新聞広告に掲載させてもらった。企業単独で商品の信頼性を消費者にPRするのは難しいなか、JHFAマークはその当時唯一のマークということで、協会に来ていろいろ教わりながらマークを使った覚えがある。現在、機能性表示食品や特保等いろいろな制度が出来て状況が変わって来ているが、協会としての基本的な認定マークはJHFAマークだと認識しているし、事業収益の一番の基本だと思っている。要望として、消費者が数多ある健康食品の中から何を選ぶか、消費者にどのようにPRするか、協会のJHFAマークは、やり方次第で消費者や企業にとってもっとも価値のあるものになっていくと思っている。前回の評議員会で矢島理事長が言われたが、健康食品、機能性表示食品、特保といろいろなステージがある商品の中でどう住み分けをしていくかが大きなテーマとなって行くと思うが、それと合わせて認定マークをどうリンクさせていくのか事務局の総意をもって考えてもらいたい。また、企業で一番ありがたいのはGMPで工場等が認定されると消費者の安心感に繋がっていくことである。それがとても分かりやすいマークになっているので現在成果が上がっているように思う。安全性の問題と合わせて両輪で良い知恵が出せれば、ますます消費者にとってプラスになると考えるので是非検討していただきたい。

評議員： 資料P9に薬剤師を対象に「トクホごあんない2021年版」を600部配布したとあるが、どのような配り方をしたのか伺いたい。

特定保健用食品部長： 薬剤師等に業務上の教育をしているイオン・ハピコムというところと近年繋がりができ、いろいろ情報を提供させてもらっているが、その繋がりの中で実務経験2年目の薬剤師の方々を対象に配布した。今後もこのような形で広めて行きたいと考えている。

評議員： 私も薬剤師で、いろいろな患者さんから薬以外にどういうものがあるのだろうかということ相談される。実際にこういうものがあると自信をもって答えられるので、それが直接販売にも繋がっていくだろうと考えられるので伺った。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議Zoomシステムに出席の評議員全員一致で了承された。

第4号議案 理事・監事の選任について

議長の求めに応じて、総務部長から役員改選の手順及び理事、評議員に関する推薦・選任基準について、資料に基づき説明があった。

続いて議長より6月20日に役員候補者選出委員会を開催し、理事及び監事候補者を、理事、評議員に関する推薦・選任基準及び関連規程を確認のうえ選出した。検討のポイントとして、協会の理事会の一員として積極的に理事会活動を実施するに当たり、理事の責任として理事会には出来るだけ多くの出席する必要であろうと考え出席率についても評価の対象とした。また、前回も言ったが、今後、消費者目線やユーザーの七割強が女性ということも含めて女性目線というものを理事会の中に取り入れていく必要があるので、そういった観点からの人選も強化していくということを選考の対象とさせてもらい、それらをベースに個々の人選の検討をさせてもらった結果であるとの説明があった。

引続き、総務部長から理事と監事候補者リスト及び新任5名の理事候補者の推薦理由について資料に基づき説明があった。

理事候補者23名、内訳として、協会推薦11名（学識7名、会員3名、消費者代表1名）、団体推薦12名、監事候補者2名、退任は5名とのことであった。

説明の後、議長が23名の理事候補者と2名の監事候補者各々を承認してよろしいか諮ったところ、原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議Zoomシステムに出席の評議員全員一致で了承され、23名の理事及び2名の監事が選任された。

選任された理事は次の通り。

(再任理事18名)

矢島鉄也、青山 充、鈴木信二、大野泰雄、関口洋一、清水 誠、多屋馨子、阿南 久、駒村純一、森 伸夫、矢頭 徹、平野宏一、中村 靖、板波英一郎、小杉哲平、泉澤勝弘、又平芳春、原 英郎

(新任理事5名)

福山勝実（サントリーウエルネス株式会社 品質部 専任部長国立感染症研究）
西村栄作（森永製菓株式会社 健康科学研究センター健康訴求評価グループ長）
鈴木智美（エーザイ株式会社 コンシューマーh h c事業部 バリュークリエーション部長）

蟹口昭宏（ゼリアヘルスウエイ株式会社 代表取締役社長）

岩越 剛（アピ株式会社 取締役 東京支店長）

理事の任期は選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による理事退任者5名は次のとおり。

吉田武美、沖田定喜、山田英生、橋本雅男、脇坂真司

(再任監事2名)

西本恭彦

松田紘一郎

監事の任期は選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

選任の後、評議員より本日の理事選任後、今後、臨時理事会において代表理事及び業務執行理事等が選定されると思うが、その選定の結果と各職務分担についての報告を評議員会にしてほしいとの要望があった。

報 告

理事長より、業務執行状況について資料に基づき報告があった。

説明によると、要望書提出後の取組として消費者委員会事務局及び健康食品産業協議会に要望書の説明を行い、メディア懇談会にて要望書を公表した。その後、受田先生（消費者委員会新開発食品調査部会部会長）と要望書の説明と意見交換、特定保健用食品部技術部会2022年度総会にて要望書の説明、メルマガ配信を行った。また、消費者庁保健表示室（蟹江室長、荒井課長補佐、石井担当）に既許可表示から疾病リスク低減表示への移行について「手続き案」の説明を行い、蒲生氏（(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会）、吉田先生（消費者委員会新開発食品調査部会委員）、森田氏（消費生活コンサルタント（一社）フーコム代表）と意見交換を行ったとのことである。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。